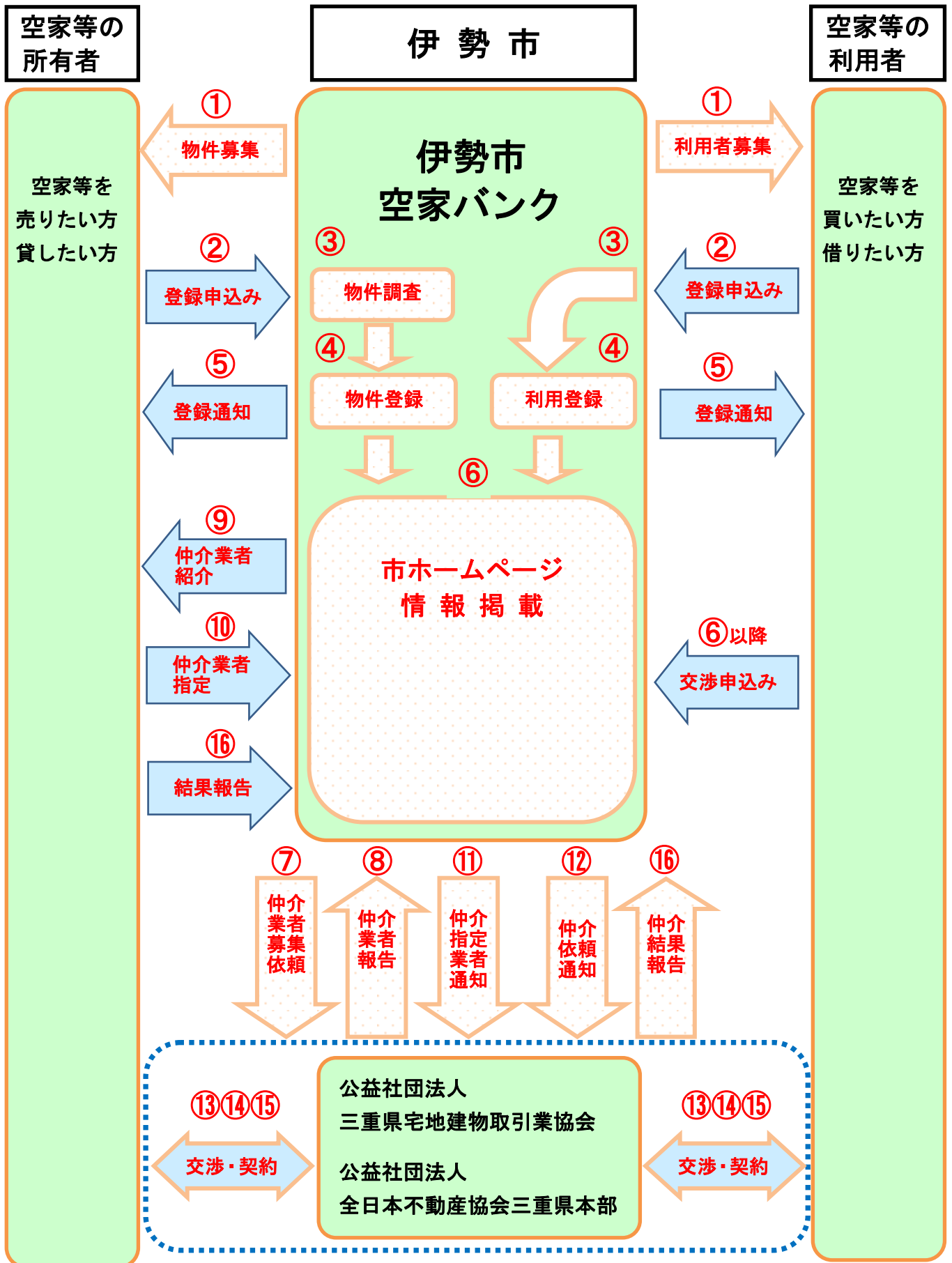



<伊勢市空家バンク制度のイメージ図>



※契約に至った際は、仲介業者への手数料が発生します。

《流 れ》

手順	誰が	何をする	
	① 市	空家等を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい利用者を募集	
	② 所有者及び利用者	市に登録依頼	
	③ 市	所有者（物件を含む）及び利用者の調査確認	
	④ 市	空家バンクに登録	
	⑤ 市	所有者及び利用者に登録したことを通知	
	⑥ 市	市ホームページに情報を掲載	
	⑥ 以降	利用者	交渉申込み
	⑦ 市	宅建協会及び不動産協会に仲介業者の募集を依頼	
	⑧ 宅建協会及び不動産協会	市に仲介業者の募集結果を報告	
	⑨ 市	所有者に仲介業者を紹介（※業者が複数の場合、所有者に選択してもらいます。）	
	⑩ 所有者	仲介業者を指定	
	⑪ 市	⑩の指定結果を宅建協会及び不動産協会に通知。宅建協会及び不動産協会から指定仲介業者及び応募仲介業者に結果報告	
	⑫ 市	指定仲介業者に仲介を依頼	
	⑬ 仲介業者	所有者及び利用者に連絡	
	⑭ 所有者、利用者及び仲介業者	交渉	
	⑮ 所有者、利用者及び仲介業者	契約成否（※契約に至った際は、仲介手数料が発生します。）	
⑯ 所有者及び仲介業者	市へ交渉・契約についての結果を報告		